

経営協 支援活動情報

平成 23 年 4 月 14 日

全国経営協事務局

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

1. 社会福祉法人・福祉施設支援本部等の活動状況について

(1) 岩手県

4 月 7 日以降も、被害が大きく、状況の把握が困難な大船渡ブロック（大船渡市、陸前高田市等）を中心に第 3 クール（4/7～4/12）の調査を継続実施しました。14 日から活動を開始する第 4 クールでは、各ブロックの災害対策本部（宮古、陸前高田、大槌）に滞在して、支援ニーズを有する法人・福祉施設に個別的な対応を図ることとしています。各ブロックに滞在するチームには県社協職員も同行し、これまでの現地調査で把握した各施設の現状とニーズをもとに県行政や県内関係団体とも連携しながら人的・物的支援を進めます。

また、避難所への訪問調査も並行して行っていくこととしており、要援護者が滞在している避難所の状況とニーズについても避難所を運営する行政につなぐ等により、少しでも早く状況が改善するよう働きかけていきます。

(2) 宮城県

4 月 8 日（金）から、11 名の福祉施設職員が 5 チームに分かれて宮城県沿岸部および仙台市若林区に所在する福祉施設の訪問調査を継続しています。

これまでの訪問調査では、施設職員の疲労や離職による人的支援とともに、什器・機器類等の消失に伴う物的支援への要望が出ており、これらのニーズへの対応とともに引き続きの状況把握が必要です。

(3) 福島県

4 月 10 日（日）から、被災した社会福祉法人・福祉施設に対する支援の調整とともに、避難している人びとに対する法人・施設による支援を検討し、その体制整備を図るため全社協職員が現地入りしました。

(4) 今後の取り組み

これまでの活動を総括するとともに今後の支援活動の方針を検討するため、現地支援本部の活動に参加した施設職員等による会議を 4 月 19 日（火）に開催します。会議では、訪問調査により把握した被災状況と支援ニーズについて検証するほか、それをも踏まえて今後の支援活動の内容を詰めていくこととしています。

2. 「東日本大震災にかかわる復旧・復興支援に関する要望書」をとりまとめ

全社協では、4月12日（火）に標記要望書をまとめました。今後、関係各省庁や議会関係者への働きかけを進めます。

要望書は、自宅や避難所、福祉施設等その場所を問わず必要な福祉サービスが提供可能となるような環境整備の促進のほか、災害ボランティアセンター活動への支援や生活福祉資金（緊急小口資金特例貸付を含む）の原資および事務費の確保を要望しています。また、社会福祉法人・福祉施設等による福祉サービスの早期復旧・復興に向けて、補助制度の拡充や過去の借入金に対する特別措置の実施、被災した法人・福祉施設職員の雇用継続を可能とする施策を講じることなどの支援を要請しています。

※要望書は全国経営協ホームページ、地震支援活動情報、「経営協 支援活動情報」第10号 (<http://www.keieikyo.gr.jp/shien.html>) に掲載しています。

3. 東日本大震災の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する Q&A について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、被災地の社会福祉法人では災害復旧作業等に尽力しているとともに、通信や交通手段等に多大な被害を受けているため理事会等の開催が困難になっている状況を踏まえて標記の事務連絡を都道府県等に通知しました。

理事会の開催が困難な場合や事業報告等の作成に必要なデータが消失したために必要な書類の作成が困難な場合の対応等、3つの事項について Q&A 形式で整理、被災地の社会福祉法人の指導監査については実態を踏まえ弾力的に対応するよう自治体に要請しています。

なお、本取り扱いについては、福島県経営協をはじめ被災地に所在する社会福祉法人関係者からの要望を受け、全国経営協としても福祉基盤課との調整を行っていたものです。

事務連絡は全国経営協ホームページ、地震支援活動情報、「経営協 支援活動情報」第10号に掲載しています。 (<http://www.keieikyo.gr.jp/shien.html>)

〈「経営協 支援活動情報」送付先〉

- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された会員法人
- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された都道府県経営協の正副会長
- ・全国経営協ホームページへの掲載